

馬淵川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 十和田八幡平国立公園、久慈平庭（岩手県）、折戸馬仙峡（岩手県）、霊峰名久井岳（青森県）の県立自然公園など、豊かで貴重な自然環境が存在
- ・ 流域の地形、地質、気候、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、山地溪流の様相を呈し、イワナ、ヤマメなどの溪流魚のほか、オオタカ、ハヤブサなどが生息
- ・ 中流部は、自然河川に近い掘り込み河道で、アブラハヤ、アユ、ウグイなどが生息
- ・ 下流部の高水敷は、公園やグラウンドが整備され、多くの人々に利用されているほか、河川にはタナゴやシロウオ、イトヨ、スナヤツメなど貴重な魚類も多数生息

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 馬淵川は、昭和初期まで河口付近で支川新井田川と合流していたため、洪水のたびに氾濫を繰り返してきた
- ・ 明治 44 年に最初の長期計画である第 1 期治水計画を策定
- ・ 昭和 14 年に河口付近の高度利用と洪水の安全な流下を図るため、馬淵川を放水路開削し、支川新井田川を完全分離する計画に変更
- ・ 昭和 15 年に放水路の開削に着手し、昭和 30 年に全面完成
- ・ 昭和 42 年一級河川の指定に伴い、櫛引橋～河口間の 10km が直轄管理区間となり、翌昭和 43 年 2 月に工事实施基本計画を策定
- ・ 平成 3 年に流域の社会的、経済的発展に鑑み、工事实施基本計画を改定

- ・ 近年においても、平成 14 年 7 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で浸水被害が発生
- ・ 砂防工事については、砂防指定地の告示、地すべり防止区域を指定し、土砂災害危険箇所の対策工事を推進

(河川水の利用)

- ・ 約 4,800ha に及ぶ耕地のかんがい用水、八戸市及び周辺地域に対する都市用水へ利用
- ・ 発電用水として 5 ヶ所の発電所で最大出力 6,960kW の発電に利用

(水質)

- ・ 近年は、ほぼ環境基準を満足

(河川の利用)

- ・ 下流部では、運動場や河川公園を利用したの散策・スポーツやレクリエーション・矢止めの清水におけるホタル観察、中流部では河川公園での夏祭りや花火大会、筏下り大会、上流部では馬淵川源流まつりなど実施
- ・ 地域の憩いの場、環境学習の場として利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 馬淵川の豊かな河川環境と河川景観を保全、継承
- ・ 関係機関や流域住民と連携・調整を図りながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め実施体制の充実を図る

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる

- ・豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い河積を増大
- ・洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施
- ・内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施
- ・上流部においては、大規模な河道掘削は行わず、河道整備にあたっては、自然河川を色濃く残している良好な河川環境等に配慮
- ・中流部においては、当該区間のもつ遊水機能を活かした洪水調節により河道への負担を軽減させるとともに、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、河道や沿川の状況、氾濫形態等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、連続堤の整備だけでなく、輪中堤や宅地の嵩上げ等の対策を実施
- ・下流部においては、河道の整備にあたっては、自然環境に配慮するとともに、八戸市中心部における水辺空間をできる限り維持

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・土砂、流木管理については、治山と治水の一体的整備
- ・地震・津波防災を図るため、防災拠点等を整備
- ・計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減するため、氾濫形態等を踏まえた必要な対策を実施

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携して必要な流量の確保に努める
- ・渇水等の被害を軽減するため、情報提供等の体制整備や水融通の円滑化など、関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 馬淵川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ 中・上流部では、多様な生物の生息場、休息場となる瀬・淵や点在するオオヨシノボリ等の産卵場の保全
- ・ 下流部では、多様な汽水魚や海水魚が生息する河川環境を維持。渡り鳥の中継地ともなっている干潟の保全
- ・ 関係機関とも連携しながら、外来動植物の拡大の防止

(良好な景観の維持・形成)

- ・ 良好な景観資源の保全・活用を図る

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた馬淵川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場などの市民の利活用場の整備、保全

(水質)

- ・ 関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら監視・保全

(河川敷地の占用及び工作物の設置・管理)

- ・ 治水・利水・河川環境との調整を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進
- ・ 防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実

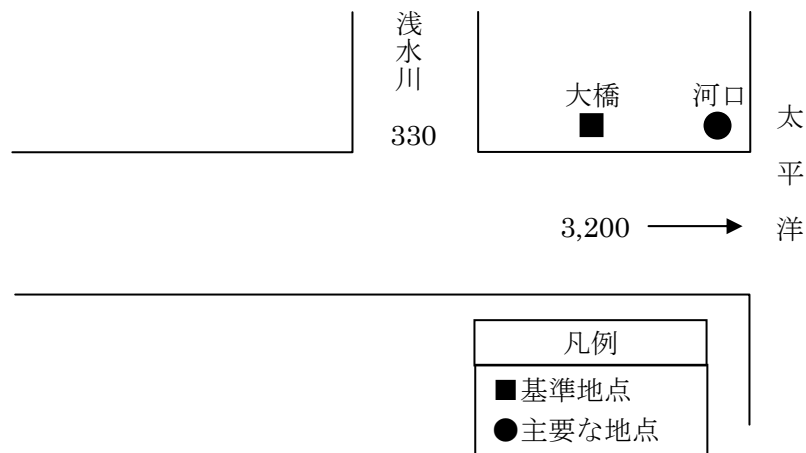
2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
馬淵川	大橋	3,500	300	3,200

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



馬淵川計画高水流量図 (単位： m^3/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)※	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
馬淵川	大橋	4.0	6.55	260
	河口	0.0	計画高潮堤防高 5.24	310

注) T.P. 東京湾中等潮位

※) 基点からの距離

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 剣吉地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資する